

宮 財 第 1 2 2 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日

各 部 局 長
教 育 長 殿
議会・各委員会事務局長

副市長 木下 忠男

平成 2 7 年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

平成 2 7 年度の予算編成方針の決定がなされましたので、次の基本的な考え方に沿って、予算編成作業を行ってください。

国においては、「中期財政計画」に沿って、平成 2 6 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

このため、平成 2 7 年度予算編成にあたっては、東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策への重点化や「日本再興戦略」改訂 2 0 1 4 を踏まえた予算配分の重点化を図るとともに、施策の抜本的見直しや厳しい優先順位付けで、前年度を上回る効率化を実施するほか、社会保障の自然増も内容を厳しく精査し、聖域なく見直しを行うなど、歳出全般にわたる改革により捻出された財源を用いて、人口減少対策や地域活性化など「地方創生」に関する施策を重点的に盛り込むなど、来年度末に目標期限を設定している財政健全化に向け「経済成長と財政再建の両立」を図ることとしております。

本市においても、引き続き「市民が主役の市民のためのまちづくり」の理念のもと、「都市経営の基本方針」に基づき、持続的、自律的な地域経済の発展及び安定した行財政基盤の強化を図るとともに、本市の強みである「食」、「スポーツ」、「神話」、「花」をはじめとする地域の特性を生かしながら、多様な主体との「共創」や新たな広域連携についても推進していくこととしております。

特に、平成 2 5 年度を初年度とする「第四次総合計画後期基本計画」に掲げる 3 つの戦略プロジェクトである、「将来を担う“ひと”づくり」「地域の“きずな”づくり」「“げんき”なまちづくり」を効果的に展開するために、8 つの重点テーマ（「健康力」「人財力」「地域力」「防災力」「環境力」「ブランド力」「滞在力」「経済力」）に引き続き優先的に取り組むこととしております。

また、南海トラフ大震災を想定した地震・津波等に対する総合的な防災対策や社

会的影響が懸念される感染症の予防対策など「市民の命を守る事業」についても、引き続き取り組むほか、人口減少社会の到来や東九州自動車道の開通及びオリンピック・パラリンピック東京大会の開催など、急激に変化する社会経済情勢にも的確に対応しながら、地域経済の再生・活性化を図っていく必要があります。

さらに、本市は平成26年度に市制施行90周年を迎えましたが、10年後の市制100周年を見据え、公共施設・インフラ更新問題に適切に対応しつつ、次世代につなぐまちづくりも進める必要があります。

しかしながら、平成27年度の財政運営は、税収の伸びは予想されるものの、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の動向について不透明な点が多く、安定的な財源の確保が期待できない状況にあります。加えて、平成25年度の2度にわたる労務単価の増額改定や平成26年4月に施行された消費税率の改定に伴う歳出増をはじめ、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加など、政策的な事業への予算配分が厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成27年度の予算編成にあたっては、限られた資源を有効に活用する観点から、市民目線で思い切った事業の見直しを行うなど、行財政改革を強力に推進することにより、総合計画における将来の都市像である「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」の実現と、新宮崎市の一体的な発展に引き続き取り組むとともに、効率的で信頼される「健全財政都市」づくりを進めるため、次の3つの基本方針のもとに予算編成を行うこととします。

1 3つの基本方針

(1) 第四次宮崎市総合計画後期基本計画の積極的な推進と新市基本計画の着実な実施

「市民が主役の市民のためのまちづくり」の理念のもと、都市経営の基本方針に基づき、「選択と集中」の観点から、限られた経営資源の重点的投資、地域資源の有効活用により、地域の活力を引き出す施策を展開し、「次世代につなぐまちづくり」を推進する。

特に、後期基本計画に掲げる「将来を担う“ひと”づくり」「地域の“きずな”づくり」「“げんき”なまちづくり」の3つの戦略プロジェクトを効果的に展開するために、「健康力」「人財力」「地域力」「防災力」「環境力」「ブランド力」「滞在力」「経済力」の8つの重点テーマに市民総力戦で取り組む。

また、均衡ある市域の発展を図るため、「新市基本計画」に基づく各種事業を着実に実施する。

(2) 徹底した行財政改革の取組

「第四次宮崎市総合計画」に掲げる目標の一つである「効率的で信頼される行財政運営」の確立に向け、「第7次宮崎市行財政改革大綱」を見据え、危機意識と改革意欲を持って、定員管理の適正化や民間事業者の活用等による市民ニー

ズへの対応など、行財政改革に徹底的に取り組む。

(3) 安定した健全財政の確立

本年度策定した「宮崎市中期財政計画（平成27年度～平成29年度）」における目標を達成するため、歳出全般を見直すとともに、元金ベースのプライマリーバランスの黒字化に取り組み、市債残高の圧縮につなげ、財政5基金についても取り崩し額の抑制に努めるとともに、本来の目的である不測の事態への備えとして、一定額を確保する。

併せて、歳入の根幹である市税等の自主財源の収納率向上に引き続き格段の努力を払い、歳入確保対策に努めるなど、全庁一丸となって財政健全化に取り組む。

2 基本的事項

(1) 総合計画戦略プロジェクトの推進

総合計画後期基本計画に掲げる3つの戦略プロジェクトと8つの重点テーマについては、可能な限り予算の重点化を図る。

(2) 地域経済の再生・活性化

人口減少社会における自治体運営が注目されている中、多様な主体との「共創」の考え方も踏まえ、新産業や雇用の創出、交流人口の増加に向けた事業を推進するとともに、新たな広域連携を視野に入れ、持続的・自立的な地域経済の活性化を図る。

(3) 市民の命を守る事業への取組

南海トラフ地震を想定した地震・津波等に対する総合防災対策や感染症の予防対策など市民の命を守る事業に引き続き取り組む。

(4) 市制施行100周年を見据えた次世代につなぐまちづくりの推進

10年後の市制施行100周年を見据え、公共施設・インフラ更新問題に適切に対応しつつ、次世代につなぐまちづくりを推進する。

(5) 新市基本計画事業の実施

合併後の新市の一体的な発展を図るため、新市基本計画実施計画に基づく事業については、引き続き着実に実施する。

(6) 事業評価結果の反映

事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した事業内容とする。

また、事業評価対象外事業についても点検を行い、効果的かつ効率的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

(7) 平成25年度決算審査結果の反映

平成25年度決算審査の結果を踏まえ、意見・要望を適切に反映する。

(8) 歳出事業別予算要求基準の設定

選択と集中の観点から、限られた財源を適切に配分するため、「重点化事業」、「政策的事業」、「公共投資関係事業」、「義務的経費」、「一般行政事業」の5つの歳出事業ごとに予算要求基準を設定する。(詳細は別紙)

(9) 各部局別予算達成目標の設定

都市経営の視点に立ち、市政を推進する経営層の一員としての各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、普通建設事業費以外の経費については、平成26年度予算額の一般財源に市債を加えた額(以下、「一般財源ベース」という。)から10%減じた額を各部局の予算達成目標として設定する。

但し、サンシャインネット推進計画における新規・拡充事業及び地域経済の再生・活性化事業については別枠とするとともに、義務的経費(人件費・扶助費・繰出金等)は対象外とする。

なお、普通建設事業費については、補助事業(交付金事業含む。)が平成26年度予算額(一般財源ベース)で据え置き、単独事業が平成26年度予算額(一般財源ベース)から10%減じた額を予算達成目標額として設定する。

但し、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び地域経済の再生・活性化事業については別枠とする。

従来より、部局単位での目標額設定による予算編成を行ってきたが、より一層の明確化を図るため、新規事業の立案にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドに基づく既存事業の見直しや、特定財源活用による財源確保を条件とする。特に、要求時に部局単位での目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととする。

3 限られた予算の有効活用

(1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行う。

(2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないこととし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、その対応について財政課と事前に十分調整を図る。

- (3) 厳しい財政状況にあることを踏まえ、自主財源の確保を図る観点から、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等についても定期的な見直しを行い、適正化を図る。

併せて、広告事業の導入や特定目的基金の活用及び公益法人等の助成事業の有効活用により、可能な限り財源の確保に努める。

- (4) 監査委員や包括外部監査人による監査等の指摘に係るもので、予算編成に関係する事項は、改善のうえ適切に反映する。

4 資源の集中化にあたっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

- (1) 新規事業の財源確保を図るための思い切った既存事業のスクラップ
- (2) アウトソーシング（外部委託・民間ノウハウの活用等）による業務の合理化・効率化
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減
- (4) 人件費・扶助費・繰出金など義務的経費の見直しの検討
- (5) 債権管理の徹底と「宮崎市公有地有効活用等基本指針」を踏まえた未利用財産の有効活用及び売却
- (6) 部局間で連携した事業の構築

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

- (1) ボランティア、NPO等との協働を生かした仕組みづくり
- (2) 障がい者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (3) ユニバーサルデザイン（だれもが無理なく利用できるサービス）の実現
- (4) 男女共同参画
- (5) 地理的なハンディキャップの克服や行政手続きの簡素化などのICT活用
- (6) 地域協議会や「ふれあいトーク」の市民の声（ニーズ）
- (7) 人口減少社会を見据え、本市を地方中枢拠点都市とした県内市町村との広域連携（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集約、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

6 組織改革への対応と人件費縮減の取組

定員及び組織については、都市内分権の考え方も踏まえながら、行政の役割やあり方を見直すとともに、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシングによる業務量の縮減を図り、「定員適正化計画」に基づく計画的、段階的な人件費

の縮減に取り組む。

7 公共施設の適正な経営

公共施設（公の施設、庁舎などのいわゆるハコモノ）については、平成24年3月に策定した「宮崎市公共施設経営基本方針」に掲げる「総量の最適化」及び「質の向上」を実現するため、平成25年度から本格実施している施設評価を活用し、評価結果に基づいた公共施設の適正な経営を推進する。

評価対象施設はもちろんのこと、評価対象外施設についても、将来の修繕更新費用を抑制するため、機能の集約・統合、ソフト事業への転換などによる建物の処分についても引き続き検討し、「総量の最適化」に努める。さらに、効果的かつ効率的な経営に取り組み、中期財政計画に基づく物件費の削減（平成29年度までに平成23年度比約20%削減）を達成するため、物件費に相当する管理経費についても計画的に抑制する。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、財源の不足を安易に一般会計からの繰入金に依存することのない収支均衡を目標とする。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

(2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出金の節減に努める。

9 公益法人等の経営の健全化

(1) 市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨を鑑み、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請する。

なお、予算編成にあたっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体と協議のうえ、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、確実かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

事業の実施にあたっては、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。